



# 鳥取県公報

平成 25 年 3 月 29 日 (金)  
号外第 3 4 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	鳥取県軽費老人ホームに関する条例施行規則 (21) (長寿社会課) . . . . . 3
	鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例施行規則 (22) (〃) . . . . 10

## ==== 公布された規則のあらまし ====

## ◇鳥取県軽費老人ホームに関する条例施行規則の新設について

## 1 規則の新設理由

鳥取県軽費老人ホームに関する条例の制定に伴い、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める。

## 2 規則の概要

- (1) 利用定員を超えて利用させないこと、利用者の使用する設備について衛生的な管理に努めること、各事業年度の決算書類は30年間保存すること等の軽費老人ホームの設備、運営等の基準を定める。
- (2) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

## ◇鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例施行規則の新設について

## 1 規則の改正理由

鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例の制定に伴い、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める。

## 2 規則の概要

- (1) 利用定員を超えて利用させないこと、利用者の使用する設備について衛生的な管理に努めること、各事業年度の決算書類は30年間保存すること等の養護老人ホームの設備、運営等の基準を定める。
- (2) 利用定員を超えて利用させないこと、利用者の使用する設備について衛生的な管理に努めること、各事業年度の決算書類は30年間保存すること等の特別養護老人ホームの設備、運営等の基準を定める。
- (3) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

# 規 則

鳥取県軽費老人ホームに関する条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第21号

鳥取県軽費老人ホームに関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県軽費老人ホームに関する条例（平成24年鳥取県条例第74号。以下「条例」という。）第3条第2項、別表及び附則別表の規定に基づき、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「常勤換算」とは、常勤でない職員の1週間の勤務時間数の合計を常勤の職員の1週間の勤務時間数（32時間を下回るときは、32時間）で除す方法により、常勤でない職員の人数を常勤の職員の数に換算することをいう。

(基準)

第3条 条例に定めるもののほか、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準は、別表のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(軽費老人ホームA型の設備及び運営に関する基準)

2 条例附則第2項に規定する軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準は、第3条の規定にかかわらず、別表（職員の配置の項第1号から第3号まで及び第8号から第12号まで、設備の項第3号及び第6号から第8号まで並びにサービスの提供の項第17号を除く。）及び附則別表のとおりとする。

附則別表（附則第2項関係）

職員の配置	<p>1 職員の人数は、次に掲げる職員ごとにそれぞれに定める人数とすること。</p> <p>(1) 生活相談員 常勤換算をして1人（入所者数が170人を超える施設にあっては、2人）以上</p> <p>(2) 介護職員 常勤換算をして入所者数を20で除した人数（1に満たない端数があるときはそれを切り上げ、4人を下回るときは4人）以上で、施設の実情に応じた適当な人数</p> <p>(3) 看護職員 常勤換算をして1人（入所者数が130人を超える施設にあっては、2人）以上</p> <p>(4) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な人数</p> <p>(5) 栄養士 1人以上</p> <p>(6) 事務員 2人以上</p> <p>(7) 調理員 施設の実情に応じた適当な人数</p> <p>2 前号(1)から(3)までの規定にかかわらず、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービスのうち同法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護（以下「指定特定施設入居者生活介護」という。）、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスのうち同法第8条の2第11項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護（以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護」という。）又は同法第42条の2第1項に規</p>
-------	---

	<p>定する指定地域密着型サービスのうち同法第8条第20項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）を行う施設に置く生活相談員、介護職員及び看護職員の人数は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 生活相談員 1人以上（入所者数が170人を超える施設に限る。）</p> <p>(2) 介護職員 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数以上</p> <p>ア 一般入所者数が20人以下の施設 常勤換算をして1人</p> <p>イ 一般入所者数が20人を超えて30人以下の施設 常勤換算をして2人</p> <p>ウ 一般入所者数が30人を超えて40人以下の施設 常勤換算をして3人</p> <p>エ 一般入所者数が40人を超えて200人以下の施設 常勤換算をして入所者数を20で除いた人数（1に満たない端数があるときはそれを切り上げ、4人を下回るときは4人）以上で、施設の実情に応じた適当な人数</p> <p>オ 一般入所者数が200人を超える施設 常勤換算をして10人以上で、施設の実情に応じた適当な人数</p> <p>(3) 看護職員 1人（一般入所者数が130人を超える施設にあつては、2人）以上</p> <p>3 第1号の規定にかかわらず、併設する特別養護老人ホームの医師、栄養士、事務員又は調理員との連携を図ることにより効果的な運営をすることができる場合にあつては医師、栄養士、事務員又は調理員を、調理業務の全部を委託する場合にあつては調理員を置かないことができること。</p> <p>4 生活相談員のうち1人を主任とすること。ただし、他の社会福祉施設等に併設されていない施設で、入所者数が50人以下のものについては、この限りでない。</p> <p>5 介護職員のうち1人を主任とすること。ただし、指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設であつて、一般入所者数が40人以下のものについては、この限りでない。</p> <p>6 生活相談員（主任生活相談員が置かれている施設にあつては、主任生活相談員）のうち1人は、常勤であること。</p> <p>7 主任介護職員は、常勤であること。</p> <p>8 看護職員のうち1人は、常勤であること。</p> <p>9 栄養士は、常勤であること。</p> <p>10 事務員のうち1人（入所定員が110人を超える施設にあつては、2人）は、常勤であること。</p> <p>11 夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせること。</p> <p>12 主任生活相談員（主任生活相談員が置かれていない施設にあつては、主任介護職員）に、別表サービスの提供の項第2号に規定する業務のほか、施設への入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行わせること。</p>
<p>設備</p>	<p>1 居室は、地階に設けないこと。</p> <p>2 医務室は、医療法（昭和23年法律第205号）に定める診療所として必要な設備を有すること。</p>
<p>サービスの提供</p>	<p>入所者について、その入所時及び毎年2回以上定期的に健康診断を行うこと。</p>

備考

- 1 この表において「入所者数」とは、前年度の入所者の数の平均値（再開の場合は、推定数）をいう。
- 2 この表において「一般入所者数」とは、前年度の一般入所者（入所者のうち、指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受けていないものをいう。）の数の平均値（再開の場合は、推定数）をいう。

## 別表（第2条、附則第2項関係）

職員の配置	<p>1 職員の人数は、次に掲げる職員ごとにそれぞれに定める人数とすること。</p> <p>(1) 生活相談員 入所者数を120で除した人数（1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数）以上。ただし、指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設にあっては、入所者に提供するサービスに支障がないときは、1人減らすことができる。</p> <p>(2) 介護職員 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数以上。ただし、入所者の身体機能の状況、併設する社会福祉施設等との連携、介護保険サービス等の活用その他の方法により当該施設の効果的な運営をすることができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、あらかじめ入所者の全員の同意を得て、1人減らすことができる。</p> <p>ア 一般入所者数が30人以下の施設 常勤換算をして1人</p> <p>イ 一般入所者数が30人を超えて80人以下の施設 常勤換算をして2人</p> <p>ウ 一般入所者数が80人を超える施設 常勤換算をして2人以上で、施設の実情に応じた適当な人数</p> <p>(3) 栄養士 1人以上</p> <p>(4) 事務員 1人以上</p> <p>(5) 調理員 当該施設の実情に応じた適当な人数</p> <p>2 前号の規定にかかわらず、入所定員が40人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営をすることができる施設で入所者に提供するサービスに支障がない場合にあっては栄養士を、入所定員が60人以下又は他の社会福祉施設等を併設する施設で入所者に提供するサービスに支障がない場合にあっては事務員を、調理業務の全部を委託する場合にあっては調理員を置かないことができること。</p> <p>3 第1号(1)ただし書及び(2)ただし書の規定にかかわらず、生活相談員又は介護職員のいずれかを1人以上置くこと。</p> <p>4 施設長は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者をもって充て、常勤の者とする。</p> <p>5 施設長は、当該施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>6 施設長以外の職員は、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、他の職務に従事することができる。</p> <p>7 生活相談員は、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をもって充てること。</p> <p>8 生活相談員のうち1人は、常勤であること。</p> <p>9 介護職員のうち1人は、常勤であること。</p> <p>10 栄養士及び事務員のそれぞれ1人は、常勤であること。</p> <p>11 第1号(5)の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される介護老人保健施設であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この項において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の施設をいう。以下この項において同じ。）にあっては、本体施設の職員により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われていると認められるときは、調理員を置かないことができる。</p> <p>12 夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせること。ただし、当該施設の敷地内に職員宿舎が整備されているこ</p>
-------	---

	と等により、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。
設備	<p>1 施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものであること。</p> <p>2 次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物であって、知事が火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたものは、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第7号の2に規定する耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（同法第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。）とすることを要しないこと。</p> <p>（1） スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、火災の発生及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>（2） 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備され、かつ、消火設備の設置等により円滑な消火活動が可能なものであること。</p> <p>（3） 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</p> <p>3 居室は、条例別表設備の項第3号に規定するほか、次のとおりとすること。</p> <p>（1） 地階に設けないこと。</p> <p>（2） 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p>4 浴室は、老人が入浴するのに適したものとすほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。</p> <p>5 調理室は、火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。</p> <p>6 10程度の数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入所者が談話室、娯楽室又は集会室及び食堂として使用することが可能な部屋をいう。以下この項において同じ。）により構成される施設においては、居室及び共同生活室が次の基準に適合するときは条例別表設備の項第3号(2)及び(3)の規定を適用しないこと。</p> <p>（1） 一の居室の床面積を、15.63平方メートル以上（(2)の設備を除いた有効面積は13.2平方メートル以上、定員を2人とする場合は23.45平方メートル以上）とすること。</p> <p>（2） それぞれの居室に洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。ただし、共同生活室ごとに便所及び調理設備を適当数設ける場合は、居室に便所及び簡易な調理設備を設けないことができる。</p> <p>（3） 共同生活室は、同一区画内の入所者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状とすること。</p> <p>7 施設内に一斉に放送できる設備を設置すること。</p> <p>8 居室が2階以上の階にある場合は、エレベーターを設けること。</p>
入所及び退所	<p>1 入所者は、次に掲げる要件のいずれかを満たす者とすること。ただし、入所者の配偶者、3親等内の親族その他特別な事情により共に入所させることが必要と認められる者を入所させることができる。</p> <p>（1） 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なもの</p> <p>（2） 60歳以上の者</p> <p>2 入所申込者又はその家族からあらかじめ書面又は電磁的方法（電子メールその他の情報通信の技術を利用した方法であって、受信者が記録を出力することにより書面を作成することができるものをいう。以下同じ。）による承諾を得た場合は、書面の交付に代えて、当該書面に記すべき事項を電磁的方法により提供することができること。</p>

	<p>3 心身の状況、入所中に提供することができるサービスの内容等に照らし、施設において日常生活を営むことが困難となったと認められる入所者に対しては、その者及びその家族の希望を十分に勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供その他の援助に努めること。</p> <p>4 入所者が退所するときは、介護保険法第8条第25項に規定する施設サービス計画の作成等に資するため、同条第24項に規定する介護保険施設に対する情報の提供に努めること。</p>
サービスの提供	<p>1 施設長に、施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わせ、職員に法令、条例及びこの規則の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わせること。</p> <p>2 生活相談員（生活相談員が置かれていない施設にあつては、介護職員）に、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行わせるほか、次に掲げる業務を行わせること。</p> <p>(1) 入所者が介護保険法第23条に規定する居宅サービス等（以下「居宅サービス等」という。）を利用する場合は、同法第8条第23項に規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業又は同法第8条の2第18項に規定する介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。</p> <p>(2) 条例別表事故等への対応の項第2号の事故の状況及び事故に際して採った措置の記録を行うこと。</p> <p>(3) 条例別表事故等への対応の項第4号の苦情の内容等の記録を行うこと。</p> <p>3 条例別表サービスの提供の項第5号により費用を徴収するサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得ること。</p> <p>4 条例別表第1サービスの提供の項第5号(1)により徴収する額は、入所者の所得の状況その他の事情を勘案して知事が別に定める額によること。</p> <p>5 条例別表第1サービスの提供の項第5号(2)に掲げる費用のうち食材料費及び共用部分に係る光熱水費は、地域の実情、物価の変動その他の実情を勘案して知事が別に定める額を上限として徴収すること。</p> <p>6 入所者が、安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供すること。</p> <p>7 懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行うこと。</p> <p>8 栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供すること。また、その食事の材料には、県内で生産された農林水産物及び加工品並びに当該農林水産物を材料として県外で加工された加工品を利用するよう努めること。</p> <p>9 2日に1回以上の頻度で入浴の機会を提供する等の適切な方法により、入所者の清潔の保持に努めること。</p> <p>10 入所者からの要望を考慮し、適宜レクリエーション行事を実施するよう努めること。</p> <p>11 常に入所者の心身の状況、その環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。</p> <p>12 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定の申請等入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合には、その者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行うこと。</p> <p>13 常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保す</p>

	<p>るよう努めること。</p> <p>14 入所者の外出の機会を確保するよう努めること。</p> <p>15 施設の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図ること。</p> <p>16 入所者が介護保険法第2条第1項に規定する要介護状態等となった場合には、その心身の状況、環境等に応じ、適切に居宅サービス等を受けることができるよう、必要な援助を行うこと。</p> <p>17 入所者について、定期的に健康診断を受ける機会を提供し、その健康の保持に努めること。</p> <p>18 入所定員及び居室の定員を超えて入所させないこと。ただし、災害の発生その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>19 入所者の使用する食器その他の設備について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずること。</p> <p>20 感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果を介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 介護職員その他の職員に対し、感染症、食中毒及び熱中症の予防並びにまん延の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、知事が別に定める感染症、食中毒及び熱中症の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p> <p>21 入所者が安心して日常生活を送るために、サービスの提供の継続に配慮して職員の勤務の体制を定めておくこと。</p> <p>22 職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。</p> <p>23 入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておくこと。また、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めること。</p> <p>24 施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。</p> <p>25 広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしめないこと。</p>
<p>記録の作成及び保存</p>	<p>1 入所者に提供するサービスに関する計画を記録すること。</p> <p>2 条例別表記録の作成及び保存の項及び前号に規定する帳簿及び記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。</p> <p>(1) 決算書類 30年間</p> <p>(2) 会計伝票、会計帳簿及び証ひょう書類 10年間</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる書類以外の帳簿及び記録 5年間</p>
<p>事故等への対応</p>	<p>1 法第83条に規定する運営適正化委員会が行う法第85条第1項の規定による調査に協力すること。</p> <p>2 運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業への協力を努めること。</p> <p>3 事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 事故が発生した場合又はそのおそれがある場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。</p>



	(2) 事故が発生した場合の対応、(1)に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための手引きを整備すること。 (3) 事故発生の防止のための委員会を定期的開催するとともに職員に対する研修を定期的に行うこと。 4 入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。
--	--

## 備考

- 1 この表において「入所者数」とは、前年度の入所者の数の平均値（再開又は新規設置の場合は、推定数）をいう。
- 2 この表において「一般入所者数」とは、前年度の一般入所者（入所者であって、指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受けていないものをいう。）の数の平均値（再開又は新規設置の場合は、推定数）をいう。

鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第22号

### 鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例（平成24年鳥取県条例第75号。以下「条例」という。）第4条第2項、第6条第2項及び別表の規定に基づき、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「常勤換算」とは、常勤でない職員の1週間の勤務時間数の合計を常勤の職員の1週間の勤務時間数（32時間を下回るときは、32時間）で除す方法により、常勤でない職員の人数を常勤の職員の人数に換算することをいう。

2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語の意義は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び条例で使用する用語の例による。

(養護老人ホームの基準)

第3条 条例に定めるもののほか、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、別表第1のとおりとする。

(特別養護老人ホームの基準)

第4条 条例に定めるもののほか、入所定員が30人以上の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生活相談員は、常勤とすること。
- (2) 入所に際しては、入所予定者の心身の状況、生活歴、病歴、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第23項に規定する指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めること。
- (3) 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、生活相談員、介護職員、看護職員等の従業者で定期的に協議し、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者については、入所の措置の解除を市町村長に求めること。また、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、介護保険法第8条第23項に規定する居宅サービス計画の作成等に資するため、同項に規定する居宅介護支援事業を行う者に対する情報の提供等を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。
- (4) 鳥取県介護保険施設に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第24号）別表第1従業者の配置の項（第1号(6)及び第9号の規定を除く。）、設備の項、サービスの提供の項（第18号、第25号から第29号まで、第32号から第35号まで及び第37号の規定を除く。）、記録の作成及び保存の項第2号並びに事故等への対応の項（同規則附則第2条第3項及び第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる基準を満たすこと。

2 条例に定めるもののほか、入所定員が29人以下の特別養護老人ホーム（以下「地域密着型特別養護老人ホーム」という。）の設備及び運営に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前項第2号及び第3号に掲げる基準を満たすこと。
- (2) 別表第2に掲げる基準を満たすこと。
- (3) 鳥取県介護保険施設に関する条例施行規則別表第1設備の項（第14号の規定を除く。）、サービスの提供の項（第18号、第25号から第29号まで、第32号から第35号まで及び第37号の規定を除く。）、記録の作成及び保存の項第2号並びに事故等への対応の項（同規則附則第2条第3項及び第4項の規定により読み替え

て適用する場合を含む。)に掲げる基準を満たすこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。  
(養護老人ホームに関する経過措置)
- 2 昭和62年3月9日前に建築された養護老人ホーム(同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、別表第1設備の項第2号(3)の規定は、適用しない。  
(特別養護老人ホームに関する経過措置)
- 3 昭和62年3月9日前に完成した特別養護老人ホーム(平成16年4月1日以後に全面的に改築されたものを除く。)については、第4条第1項第4号及び第2項第3号の規定にかかわらず、鳥取県介護保険施設に関する条例施行規則別表第1設備の項第2号(6)に掲げる基準を満たすことを要しない。
- 4 平成12年4月1日前に完成した特別養護老人ホーム(平成25年4月1日以後に増築され、又は全面的に改築される部分を除く。)については、第4条第1項第4号及び第2項第3号の規定にかかわらず、鳥取県介護保険施設に関する条例施行規則別表第1設備の項第12号に掲げる基準を満たすことを要しない。

別表第1 (第3条関係)

区分	基準																
職員の配置	<p>1 職員の人数は、次に掲げる職員ごとにそれぞれに定める人数とすること。</p> <p>(1) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な人数</p> <p>(2) 生活相談員 常勤換算をして入所者数を30で除した人数(1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数)以上。ただし、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設(以下「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。)にあっては、1人減らすことができる。</p> <p>(3) 支援員 常勤換算をして一般入所者数を15で除した人数(1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数)以上</p> <p>(4) 看護職員 常勤換算をして入所者数を100で除した人数(1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数)以上</p> <p>(5) 栄養士 1人以上</p> <p>(6) 調理員及び事務員 それぞれ施設の実情に応じた適当な人数</p> <p>2 前号(2)から(4)までの規定にかかわらず、視覚又は聴覚に障がいのある入所者が入所定員の7割を超える施設(以下この項において「盲養護老人ホーム等」という。)に置く生活相談員、支援員及び看護職員の人数は、次に掲げる職員ごとにそれぞれに定める人数とすること。</p> <p>(1) 生活相談員 常勤換算をして入所者数を30で除した数(1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数)に1を加えた人数以上。ただし、外部サービス利用型養護老人ホームにあっては、1人減らすことができる。</p> <p>(2) 支援員 常勤換算をして、次の表の左欄に掲げる一般入所者数に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる人数以上</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tbody> <tr> <td>20人以下</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>21人以上30人以下</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>31人以上40人以下</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>41人以上50人以下</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>51人以上60人以下</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td>61人以上70人以下</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>71人以上80人以下</td> <td>11人</td> </tr> <tr> <td>81人以上90人以下</td> <td>12人</td> </tr> </tbody> </table>	20人以下	4人	21人以上30人以下	5人	31人以上40人以下	6人	41人以上50人以下	7人	51人以上60人以下	8人	61人以上70人以下	10人	71人以上80人以下	11人	81人以上90人以下	12人
20人以下	4人																
21人以上30人以下	5人																
31人以上40人以下	6人																
41人以上50人以下	7人																
51人以上60人以下	8人																
61人以上70人以下	10人																
71人以上80人以下	11人																
81人以上90人以下	12人																

91人以上110人以下	14人
111人以上120人以下	16人
121人以上130人以下	18人
131人以上	入所者数から130を控除した数を10で除した数 (1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数)に18を加えた人数

- (3) 看護職員 常勤換算をして入所者数(200未満であるときは、200)を100で除した人数(1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数)以上
- 3 第1号の規定にかかわらず、併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより効果的な運営をすることができる施設(入所定員が50人未満の施設に限る。)にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができること。
- 4 サテライト型養護老人ホーム(当該施設を設置しようとする者により設置される介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この項において「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の施設をいう。以下この項において同じ。)については、第1号(1)の規定にかかわらず、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、医師を置かないことができること。
- 5 サテライト型養護老人ホームについては、第1号(2)、(5)及び(6)並びに第2号(1)の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる本体施設の区分に応じ、同表の中欄に掲げる本体施設の職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、それぞれ同表の右欄に定める職員を置かないことができること。

介護老人保健施設	支援相談員	生活相談員
	栄養士又は調理員	栄養士又は調理員
	事務員	事務員
病床数100以上の病院	栄養士	栄養士
診療所	事務員	事務員

- 6 生活相談員のうち、入所者数を100で除した人数(1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数)以上を主任生活相談員とすること。
- 7 主任生活相談員のうち1人は、常勤であること。
- 8 支援員のうち1人を主任支援員とし、常勤とすること。
- 9 看護職員のうち1人は、常勤であること。ただし、サテライト型養護老人ホームにあっては、この限りでない。
- 10 夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く。)を行わせること。
- 11 施設長は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者であること。
- 12 施設長は、当該施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができること。
- 13 施設長以外の職員は、入所者の処遇に支障がない場合は、他の職務に従事することができること。
- 14 生活相談員は、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

	<p>15 第13号の規定にかかわらず、主任生活相談員のうち1人は、専らその職務に従事すること。ただし、外部サービス利用型養護老人ホームの主任生活相談員は、入所者の処遇に支障がない場合は、当該施設の外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の職務に従事することができる。</p>
設備	<p>1 次のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であって、知事が火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたものは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しないこと。</p> <p>(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、火災の発生及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、かつ、消火設備の設置等により円滑な消火活動が可能なものであること。</p> <p>(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</p> <p>2 次に掲げる設備を設けること。</p> <p>(1) 職員室</p> <p>(2) 面談室</p> <p>(3) 汚物処理室</p> <p>(4) 霊安室</p> <p>3 居室は、条例別表設備の項第4号に定めるもののほか、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 地階に設けないこと。</p> <p>(2) 1以上の出入口を、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。</p> <p>(3) 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。</p> <p>4 静養室は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 医務室又は職員室に近接して設けること。</p> <p>(2) 原則として1階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。</p> <p>(3) 前号(1)から(3)までに掲げるとおりとすること。</p> <p>5 洗面所は、居室のある階ごとに設けること。</p> <p>6 便所は、居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。</p> <p>7 医務室は、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。</p> <p>8 調理室は、火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。</p> <p>9 職員室は、居室のある階ごとに居室に近接して設けること。</p> <p>10 廊下の幅は、1.35メートル以上（中廊下の幅は、1.8メートル以上）とすること。</p> <p>11 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>12 階段の傾斜は、緩やかにすること。</p> <p>13 他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、施設の効果的な運営をすることができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、条例別表設備の項第3号に掲げる設備又は第2号に掲げる設備の一部を設けないことができること。</p>
入所及び退所	<p>1 入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めること。</p> <p>2 入所者の心身の状況、その環境等に照らし、その者が居室において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮するとともに、居室において日常生活を営むことができる</p>

	<p>と認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者の退所後の環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助に努めること。</p> <p>3 入所者の退所に際しては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。</p> <p>4 入所者の退所後も、必要に応じ、当該入所者及びその家族等に対する相談援助を行うとともに、適切な援助に努めること。</p>
サービスの提供	<p>1 施設長に、施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わせ、職員に法令、条例及びこの規則の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わせること。</p> <p>2 生活相談員（生活相談員が置かれない外部サービス利用型介護老人ホームにあつては、主任支援員）に、処遇に関する計画を作成させ、又は入所者の処遇の状況等を勘案して必要な計画の見直しを行わせ、計画に沿った支援が行われるよう必要な調整を行わせるほか、次に掲げる業務を行わせること。</p> <p>（1）入所者が介護保険法第23条に規定する居宅サービス等（以下「居宅サービス等」という。）を利用する場合は、同法第8条第23項に規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業又は同法第8条の2第18項に規定する介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。</p> <p>（2）条例別表事故等への対応の項第2号に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録を行うこと。</p> <p>（3）条例別表事故等への対応の項第4号に規定する苦情の内容等の記録を行うこと。</p> <p>3 主任生活相談員に、入所予定者の入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行わせること。</p> <p>4 入所者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、その心身の状況等に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を妥当適切に行うこと。</p> <p>5 入所者の処遇は、処遇に関する計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うこと。</p> <p>6 懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うこと。</p> <p>7 栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供すること。また、その材料には、県内で生産された農林水産物及び加工品並びに当該農林水産物を材料として県外で生産された加工品を利用するよう努めること。</p> <p>8 1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清しきすること。</p> <p>9 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行うこと。</p> <p>10 常に入所者の心身の状況、その環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、処遇に関する計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な助言、指導及び訓練その他の援助を行うこと。</p> <p>11 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定の申請等の入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに適切な支援を行うこと。</p> <p>12 常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めること。</p> <p>13 入所者の外出の機会を確保するよう努めること。</p> <p>14 入所者に対し、退所後の地域における生活を念頭に置きつつ、自立的な生活に必要な援助</p>

	<p>を適切に行うこと。</p> <p>15 入所者が介護保険法第2条第1項に規定する要介護状態等となった場合には、その心身の状況、環境等に応じ、適切に居宅サービス等を受けることができるよう、必要な措置を講ずること。</p> <p>16 入所者について、その入所時及び毎年2回以上定期的に健康診断を行うこと。</p> <p>17 入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、処遇の継続性に配慮した職員の勤務の体制を定めること。</p> <p>18 職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。</p> <p>19 入所者の使用する食器その他の設備については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずること。</p> <p>20 感染症、食中毒及び熱中症の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>21 感染症、食中毒及び熱中症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果を支援員その他の職員に周知徹底をすること。</p> <p>(2) 感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための手引きを整備すること。</p> <p>(3) 支援員その他の職員に対し、感染症、食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、知事が別に定める感染症、食中毒及び熱中症の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p> <p>22 入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておくこと。また、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めること。</p>
記録の作成及び保存	<p>条例別表記録の作成及び保存の項に規定する記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。</p> <p>(1) 決算書類 30年間</p> <p>(2) 会計伝票、会計帳簿、証ひょう書類 10年間</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる書類以外の記録 5年間</p>
事故等への対応	<p>1 法第83条に規定する運営適正化委員会が行う法第85条第1項の規定による調査に協力すること。</p> <p>2 運営に当たっては、そのサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めること。</p> <p>3 事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講ずること。</p> <p>(1) 事故が発生した場合の対応、(2)に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための手引きを整備すること。</p> <p>(2) 事故が発生した場合又はそのおそれがある場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>4 入所者に対するサービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。</p>

## 備考

- 1 この表において「入所者数」とは、前年度の入所者の数の平均値（新規設置又は再開の場合は、推定数）をいう。

- 2 この表において「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護」とは、介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護に係る同法第41条第1項に規定する指定居宅サービスであって、同法第8条第11項に規定する計画の作成等を施設の従業者が行い、当該計画に基づく入浴の介護等を委託を受けた同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者が行うものをいう。
- 3 この表において「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護」とは、介護保険法第8条の2第11項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護に係る同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスであって、同法第8条の2第11項に規定する計画の作成等を施設の従業者が行い、当該計画に基づく入浴の介護等を委託を受けた同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者が行うものをいう。
- 4 この表において「一般入所者数」とは、前年度の一般入所者（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受けていない入所者をいう。）の数の平均値（新規設置又は再開の場合は、推定数）をいう。

別表第2（第4条関係）

区分	基準																			
従業者の配置	<p>1 従業者の人数は、次に掲げる職員ごとにそれぞれに定める人数とすること。</p> <p>(1) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な人数</p> <p>(2) 生活相談員 1人以上</p> <p>(3) 介護職員及び看護職員 常勤換算をして入所者数を3で除した人数（1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数）以上で、それぞれ1人以上</p> <p>(4) 栄養士 1人以上</p> <p>(5) 機能訓練指導員 1人以上</p> <p>(6) 調理員及び事務員 それぞれ施設の実情に応じた適当な人数</p> <p>2 生活相談員及び看護職員のそれぞれ1人以上を常勤とすること。</p> <p>3 介護職員の1人以上を常勤とすること。</p> <p>4 サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）については、第1号(1)の規定にかかわらず、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、医師を置かないことができること。</p> <p>5 サテライト型居住施設については、第1号(2)及び第2号の規定にかかわらず、生活相談員は、常勤換算をして1人以上とすることにより足りること。</p> <p>6 サテライト型居住施設については、第1号(3)及び第2号の規定にかかわらず、看護職員は、常勤換算をして1人以上とすることにより足りること。</p> <p>7 サテライト型居住施設については、第1号(2)及び(4)から(6)までの規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる本体施設の区分に応じ、同表の中欄に掲げる本体施設の職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、それぞれ同表の右欄に定める職員を置かないことができること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3">特別養護老人ホーム</td> <td>栄養士</td> <td>栄養士</td> </tr> <tr> <td>機能訓練指導員</td> <td>機能訓練指導員</td> </tr> <tr> <td>調理員又は事務員</td> <td>調理員又は事務員</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">介護老人保健施設</td> <td>支援相談員</td> <td>生活相談員</td> </tr> <tr> <td>栄養士</td> <td>栄養士</td> </tr> <tr> <td>理学療法士又は作業療法士</td> <td>機能訓練指導員</td> </tr> <tr> <td>調理員又は事務員</td> <td>調理員又は事務員</td> </tr> <tr> <td>病床数100以上の病院</td> <td>栄養士</td> <td>栄養士</td> </tr> </table>	特別養護老人ホーム	栄養士	栄養士	機能訓練指導員	機能訓練指導員	調理員又は事務員	調理員又は事務員	介護老人保健施設	支援相談員	生活相談員	栄養士	栄養士	理学療法士又は作業療法士	機能訓練指導員	調理員又は事務員	調理員又は事務員	病床数100以上の病院	栄養士	栄養士
特別養護老人ホーム	栄養士		栄養士																	
	機能訓練指導員		機能訓練指導員																	
	調理員又は事務員	調理員又は事務員																		
介護老人保健施設	支援相談員	生活相談員																		
	栄養士	栄養士																		
	理学療法士又は作業療法士	機能訓練指導員																		
	調理員又は事務員	調理員又は事務員																		
病床数100以上の病院	栄養士	栄養士																		



	診療所	事務員	事務員
	<p>8 介護保険法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護若しくは同条第22項に規定する複合型サービスに係る同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス又は同法第8条の2第16項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護に係る同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスを行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合であつて、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業員の数が同法第78条の4第1項又は同法第115条の14第1項の市町村の条例で定める員数に関する基準を満たしているときは、施設の従業者が当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができること。</p>		
設備	<p>1 サテライト型居住施設については、本体施設と密接な連携を確保できる範囲内の距離にあること。</p> <p>2 サテライト型居住施設の調理室は、本体施設の調理室で調理する場合であつて運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りること。</p> <p>3 本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるとともに、必要に応じて臨床検査設備を設ける場合は、医務室を置かないことができること。</p> <p>4 廊下の幅は、1.5メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない。</p>		
サービスの提供	<p>1 運営に当たっては、入所者、その家族、地域住民の代表者、施設が所在する市町村の職員又は当該施設が所在する区域を管轄する介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。</p> <p>2 前号の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表すること。</p>		